

財産売払公示書

下記により売払物件を一般競争入札により売り払います。

1. 売払物件の表示

【土地】 所在地： 松戸市新松戸七丁目 376 番
地 目： 宅地
地 積： 2,088.08 m²
所 有 者： 国立大学法人東京芸術大学
登記名義人： 国立大学法人東京芸術大学

【建物】 所在地： 松戸市新松戸 7 丁目 376 番地
家屋番号： 376 番
建築年月日： 平成 8 年 3 月 25 日
構造等： 鉄筋コンクリート造コンクリート屋根 3 階建
延面積： 1,516.24 m²
所 有 者： 国立大学法人東京芸術大学
登記名義人： 国立大学法人東京芸術大学

※上記床面積以外に、ゴミ置場：面積約 3.6 m²、自転車置場：面積約 44.76 m²があります。

2. 競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

(1) 入札参加者の資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 当該売払物件に関する事務に従事する職員である者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請のある者
- ③ 被保佐人、被補助人及び未成年者である者。ただし、必要な同意を得ている場合を除く
- ④ 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ⑤ 次の各号の 1 に該当すると認められる者で、その事実があった後二年を経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用者として使用する者についても、また同様とする。
 - ア. 契約の履行にあたり故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- イ. 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ. 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ. 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - カ. 前各号の 1 に該当する事実があった後二年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ⑥ 所有者が売払先として不適当と認めた者

3. 入札の説明等をする日時及び場所等

入札説明書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

(入札説明書等関係書類の交付場所及び入札に関する問い合わせ先)

【売却支援業務受託者】

問い合わせ先

〒 1 6 3 - 0 5 7 6 東京都新宿区西新宿一丁目 2 6 番 2 号

野村不動産ソリューションズ株式会社

法人営業本部 金融公共法人部 担当：石郷岡

TEL：080—1352—7343

E-Mail：m-ishigooka@nomura-re.co.jp

4. 入札参加申込

(1) 入札参加申込受付期間

令和 6 年 6 月 6 日 (木) 1 5 時まで

(2) 入札参加申込書配布先

上記 3 に記載する売却支援業務受託者

(本学に直接問い合わせてもお答えいたしかねます。)

(3) その他

① 上記申込は、自ら直接売却物件の購入を検討するものしか受け付けない。

(仲介業者等からの問い合わせにはお答えいたしません。)

② 上記申込を行わなかったものは入札に参加することができない。

③ 申込時に必要な書類は、売却支援業務受託者に確認のこと。

④ 令和 6 年 6 月 1 0 日 (月) までに売却支援業務受託者より通知がない場合には、入札参加資格がないものとする。

5. 入札書提出期限

(1) 日時 令和 6 年 6 月 1 4 日 (金) 1 5 時まで

(2) 場所 上記売却業務支援受託者宛てにお持ちいただくか、ご郵送ください。なお、郵送の場合には、締め切り日時（令和6年6月14日（金）15時）必着とします。電子メール・ファックス等での受付はいたしません。

6. 開札

(1) 開札場所 東京都台東区上野公園12番8号

東京藝術大学 大学本部棟三階 第二会議室

(2) 開札日時 令和6年6月17日（月）10時30分

(3) 留意事項

- ・ 入札参加者は、開札にお立会い頂けます。（入札参加者が法人の場合で代表者以外の社員が参加される場合は、社員証等の身分証明書をご提示下さい。）
- ・ 開札会場には、入札事務に関係する本学職員、売却支援業務受託者職員、入札参加者のみが立会うものとします。但し、入札参加者は、一社1名のみとします。
- ・ 開札時刻後は入場頂けません。時間に余裕を持ってお越しください。

7. 入札保証金

入札参加者は、入札時に入札保証金納付書を提出するとともに入札保証金として入札金額の5%（円未満切り上げ）以上を所有者に支払うものとします。非落札者から受領した入札保証金については、契約の相手方が決定して以降、所有者より返金するものとします。

8. 売買契約締結後の条件

- (1) 落札者は、不動産売買契約締結後、当該契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないものとします。
- (2) 売買契約締結の日から5年間、本物件を風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。また、落札者は、本物件を第三者に譲渡する場合には、当該譲受人に前記遵守義務を承継させなければなりません。

9. 契約締結期間等

売買契約の締結は令和6年6月28日（金）までに行うものとします。なお、期日ま

でに売買契約を締結されない場合にはその落札は無効となります。

10. 契約保証金及び売買代金

売買契約締結と同時に契約保証金として売買代金の10%（円未満切上げ）を納付すること。

なお、契約保証金は、売買代金の納付が行われなかった場合には、本学に帰属するものとする。

落札者が既に所有者に納めている入札保証金は、契約保証金に充当するものとし、その差額を所有者へ支払うものとする。

11. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、その他東京藝術大学契約規則第20条第1項に掲げる入札書は無効とする。

12. 契約書の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

13. 落札者の決定方法

本公告に示した内容を履行できると本学が判断した入札者であって、東京藝術大学契約規則第11条に基づいて作成された予定価格以上で最高価格をもって入札を行った入札者を落札者とする。

以上公示する。

令和6年5月10日

国立大学法人東京芸術大学
学長 日比野 克彦